

秋 田 市 公 報

# あきた

第1191号

令和6年02月10日

秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

## 目次

### 条例

秋田市手数料条例の一部を改正する条例	市民課（第1号）	3
--------------------	----------	---

### 告示

指定居宅介護支援事業者の指定について	介護保険課（第1号）	6
指定居宅介護支援事業者の廃止について	介護保険課（第2号）	7
秋田市雄和観光交流館等の指定管理者の指定について	観光振興課（第3号）	8
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度令和5年）の公示送達について	国保年金課（第4号）	9
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第5号）	10
令和5年度市民税・県民税納税通知書兼変更通知書の公示送達について	市民税課（第6号）	12
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第7号）	13
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第8号）	14
令和5年度第5期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第9号）	15
秋田市議会臨時会の招集について	総務課（第10号）	16
身体障害者福祉法による医師の指定について	障がい福祉課（第11号）	17
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第12号）	18
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第13号）	19
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の廃止について	保護第一課（第14号）	20
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について	保護第一課（第15号）	21
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第16号）	22

住民票の職権消除について	市民課（第17号）	23
住民票の職権消除について	市民課（第18号）	24
指定納付受託者の告示事項の変更について	人口減少・移住定住対策課（第19号）	25

## 教委告示

教育委員会臨時会の招集について	教育委員会総務課（第1号）	26
教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第2号）	27

## 農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第1号）	28
----------------	---------------	----

## 上下水道局告示

指定給水装置工事事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第1号）	29
指定排水設備工事事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第2号）	30
指定給水装置工事事業者の指定について	上下水道局給排水課（第3号）	31
指定排水設備工事事業者の指定について	上下水道局給排水課（第4号）	32
公共下水道の供用および下水の処理の開始について	上下水道局下水道整備課（第5号）	33

## 公告

市有財産の売払いについて	財産管理活用課	34
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	37
財政報告書の公表について	財政課	38

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年1月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第1号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表第2号の次に次のように加える。

(2)の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号および第4号の2において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定	戸籍電子証明書 提供用識別符号 発行手数料	戸籍電子証明書 提供用識別符号 1件につき400円
--	-----------------------------	---------------------------------

<p>する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行および戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本もしくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
---	--	--

別表第1第3号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表第4号の次に次のように加える。

<p>(4)の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行および除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電</p>	<p>除籍電子証明書 提供用識別符号 発行手数料</p>	<p>除籍電子証明書 提供用識別符号 1件につき700円</p>
--	--------------------------------------	--

<p>子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本もしくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
--	--	--

別表第1第5号中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を、「届出等の受理」の次に「又は届書等情報の内容」を加え、同表第6号中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を、「届書等」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「1件」を「又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

秋田市告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、第85条の規定により告示する。

令和6年1月4日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社レ ヴァレンス	たんぽぽケ アプランセ ンター	秋田市寺内字 イサノ101番地 アルファコ ート1F	令和6年1月1日	居宅介護支 援

秋田市告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

令和6年1月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
有限会社 ライフサ ービス秋 田	ライフケア センター	秋田市山王三丁目 4番1号	令和5年12月31日	居宅介護 支援

秋田市告示第3号

秋田市雄和観光交流館等の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和6年1月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市雄和観光交流館  
秋田市雄和里の家  
秋田市雄和観光農産物加工所  
秋田市雄和ふるさと温泉  
秋田市雄和コテージ  
秋田市雄和サイクリングターミナル
- 2 指定管理者 株式会社雄和振興公社  
代表取締役社長 奥 田 正 樹
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



## 秋田市告示第4号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年1月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度令和5年）

## 秋田市告示第5号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和6年1月10日

秋田市長 穂 積 志

### 1 撤去し、保管した自転車等

#### (1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

#### (2) 撤去し、保管した年月日

令和5年12月5日から同月19日まで

#### (3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）  
秋田市自転車等保管所

#### (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和6年1月10日から同年7月10日まで

### 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

### 3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

#### 4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第6号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年1月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称  
令和5年度市民税・県民税納税通知書兼変更通知書

秋田市告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年1月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
飯島サンパーク町内会
- 2 認可年月日  
平成21年11月18日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 齊 藤 孝 次  
秋田市飯島新町一丁目9番37号  
変更後 秋 元 一 栄  
秋田市飯島新町二丁目7番1号
- 4 変更年月日  
令和5年4月16日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年1月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
千秋の丘松崎団地町内会
- 2 認可年月日  
平成13年12月11日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 梅 井 一 彦  
秋田市下北手松崎字大巻26番地146  
変更後 畠 山 勇  
秋田市下北手松崎字大巻26番地59
- 4 変更年月日  
令和5年4月16日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第9号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年1月12日

秋田市長 穂積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和5年度第5期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第10号

令和6年1月23日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。

令和6年1月16日

秋田市長 穂 積 志

付議事件

- 1 秋田市手数料条例の一部を改正する件
- 2 令和5年度秋田市一般会計補正予算（第11号）に関する専決処分について承認を求める件
- 3 令和5年度秋田市一般会計補正予算（第12号）の件
- 4 令和5年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）の件
- 5 秋田市副市長の選任について同意を求める件



秋田市告示第11号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和6年1月16日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
土 佐 慎 也	秋田赤十字病院	総合診療科	肢体不自由 免疫機能障害
東海林 諒	秋田厚生医療センター	整形外科	肢体不自由
原 田 俊太郎	秋田厚生医療センター	整形外科	肢体不自由

秋田市告示第12号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年1月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別  
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年1月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
四ツ小屋中野町内会
- 2 認可年月日  
平成22年3月16日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 加 藤 貞 吉  
秋田市四ツ小屋字中野58番地  
変更後 加 藤 武 男  
秋田市四ツ小屋字中野20番地
- 4 変更年月日  
令和5年3月10日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和6年1月25日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称	廃止年月日
石田医院	令和5年10月15日
泉皮膚科クリニック	令和5年10月31日
おのば薬局	令和5年9月30日
あけぼの薬局	令和5年9月30日

## 秋田市告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和6年1月25日

秋田市長 穂 積 志

### 1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
ケアビジョンホーム 秋田新屋扇町	秋田市新屋扇町11番30号	令和5年12月1日

### 2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
きょうせいリハ	秋田市仁井田栄町8番26号	令和5年12月14日

秋田市告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年1月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
秋田市東町内会
- 2 認可年月日  
平成9年4月7日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 石 塚 肇  
秋田市河辺岩見字東32番地2  
変更後 石 塚 靖 夫  
秋田市河辺岩見字二階淵110番地1
- 4 変更年月日  
令和6年1月2日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第17号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年1月26日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市茨島二丁目11番83号	三 浦 香 子

〔教示〕

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、秋田市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市（代表者は秋田市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

秋田市告示第18号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年1月26日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市外旭川字大谷地33番地1号 レオパレス旭水203	佐藤勝人

〔教示〕

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、秋田市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市（代表者は秋田市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。



秋田市告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定した指定納付受託者より、同条第3項の規定による届出があったため、同条第4項および秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和6年1月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定納付受託者の名称および事務所の所在地  
変更前 株式会社トラストバンク  
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号  
変更後 株式会社トラストバンク  
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 2 指定納付受託者を指定した年月日  
令和5年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類  
秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）
- 4 変更年月日  
令和6年1月16日

秋田市教委告示第1号

令和6年1月18日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和6年1月16日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教委告示第2号

令和6年1月25日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和6年1月19日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市農委告示第1号

令和6年1月17日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和6年1月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和5年度第10号計画）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件
- 5 令和6年度農作業標準受委託料の設定に関する件

秋田市上下水道局告示第1号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和6年1月10日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日
菊地設備	菊 地 励 美	秋田市仁井田目長 田一丁目9番30号	令和5年12月6日

秋田市上下水道局告示第2号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の廃止の届出があったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和6年1月10日

秋田市上下水道事業管理者 工藤喜根男

業者名	代表者	所在地	廃止年月日
菊地設備	菊地 励美	秋田市仁井田目長 田一丁目9番30号	令和5年12月6日

秋田市上下水道局告示第3号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和6年1月17日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
創管設備	熊 谷 秀 次	秋田市南ヶ丘二丁目7番18号	令和6年1月11日

秋田市上下水道局告示第4号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和6年1月17日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

業者名	代表者	所在地	指定年月日
創管設備	熊 谷 秀 次	秋田市南ヶ丘二丁目7番18号	令和6年1月11日



秋田市上下水道局告示第5号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道整備課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月18日

公共下水道事業管理者

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日  
令和6年2月1日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域  
別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別  
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称  
別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所  
秋田市川尻みよし町14番8号
- 7 縦覧の期間  
令和6年1月18日から同月31日まで（土曜日および日曜日を除く午前  
8時30分から午後5時15分まで）

## 秋田市公告

市有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和6年1月17日

秋田市長 穂 積 志

### 1 売払物件の表示

物件番号1（旧山谷小学校）

土地(建物付き)				最低入札価格	
所在地	地目	面積			
秋田市太平山谷字中山谷143番1	学校用地	16,623.13㎡		6,484,000円	
建物					
種類	家屋番号	構造(建築年)	延床面積		
校舎	143番1	鉄筋コンクリート造 ルーフィングぶき 2階建(昭和57年)	1,481.87㎡		
体育館	143番1の 2	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板ぶき 平家建(昭和53年)	593.75㎡		
給食施設	143番1の 3	鉄筋コンクリート造 ルーフィングぶき 平家建(昭和57年)	306.41㎡		
附属建物等	プール、プール附属施設、ポンプ室、倉庫2棟、 物置3棟				

その他詳細については、別紙「売払物件調書」（省略）のとおり

### 2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者

(3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

### 3 入札の場所および日時

(1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所6階 会議室6-A

(2) 入札 令和6年3月1日（金）午前10時

（入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで）

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

### 4 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

### 5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

### 6 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札
- (8) 郵送による入札
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

## 7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

## 8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

## 9 売買代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

## 10 現地説明

現地説明は希望者のみ実施する。希望する場合は、令和6年2月16日（金）まで、秋田市総務部財産管理活用課（電話018-888-5439）に問い合わせること。

## 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和5年度第10号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月25日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

### 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

## 秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年1月31日

秋田市長 穂 積 志

# 秋田市の財政

令和6年1月

# 目 次

---

## I 令和4年度決算の状況

1 歳入・歳出の決算状況 .....	2
(1) 一般会計 .....	2
(2) 特別会計 .....	6
2 住民負担の状況 .....	7
3 財産の状況 .....	8
4 地方債現在高の状況 .....	9
5 公営企業の決算状況 .....	10

## II 令和5年度上半期の執行状況

1 収入および支出の概況 .....	46
(1) 一般会計 .....	46
(2) 特別会計 .....	47
2 一時借入金の現在高 .....	47
3 公営企業の経理の概況 .....	48



# I 令和4年度決算の状況

# 1 歳入・歳出の決算状況

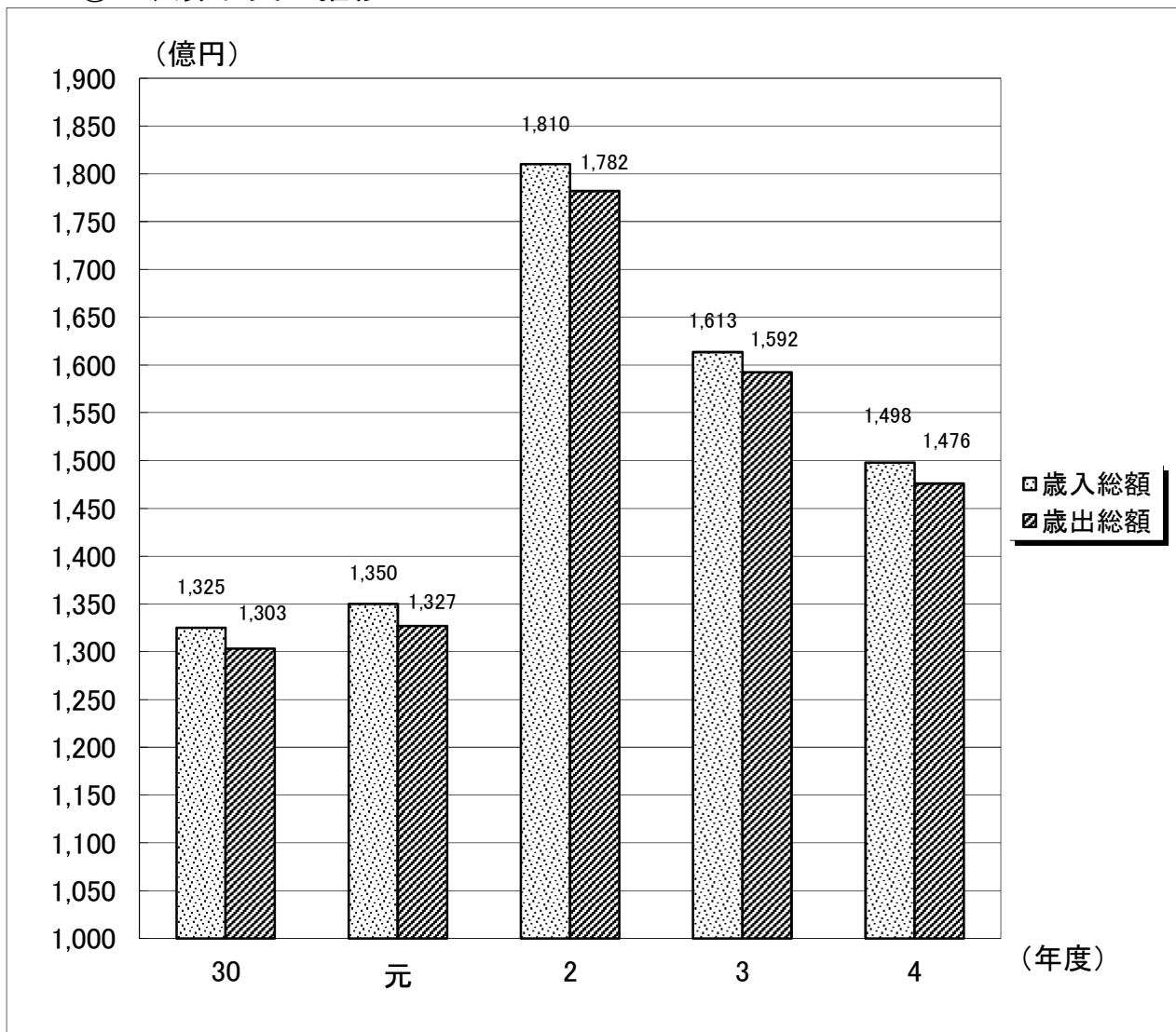
## (1) 一般会計

### ① 決算収支の状況

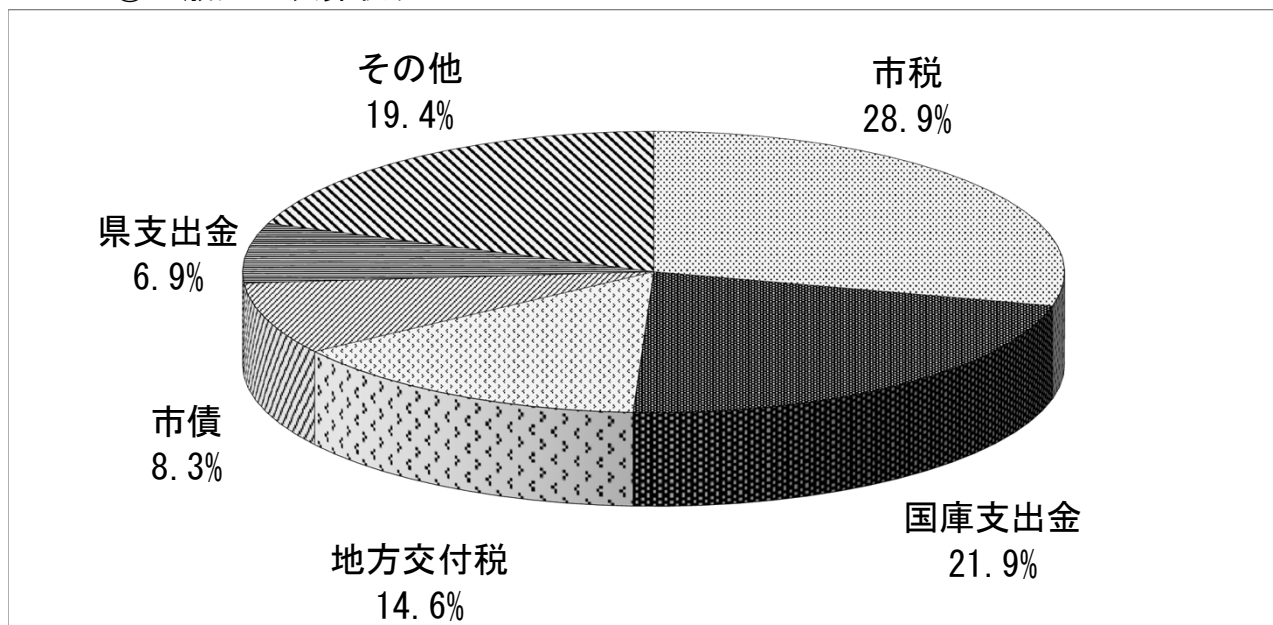
(単位：千円)

区分	令和4年度(A)	令和3年度(B)	比較増減(A)-(B)
歳入総額	149,792,948	161,334,760	△ 11,541,812
歳出総額	147,569,356	159,236,846	△ 11,667,490
歳入歳出差引	2,223,592	2,097,914	125,678
実質収支	1,461,054	1,487,385	△ 26,331
単年度収支	△ 26,331	62,575	△ 88,906
実質単年度収支	△ 123,744	770,355	△ 894,099

### ② 決算収支の推移



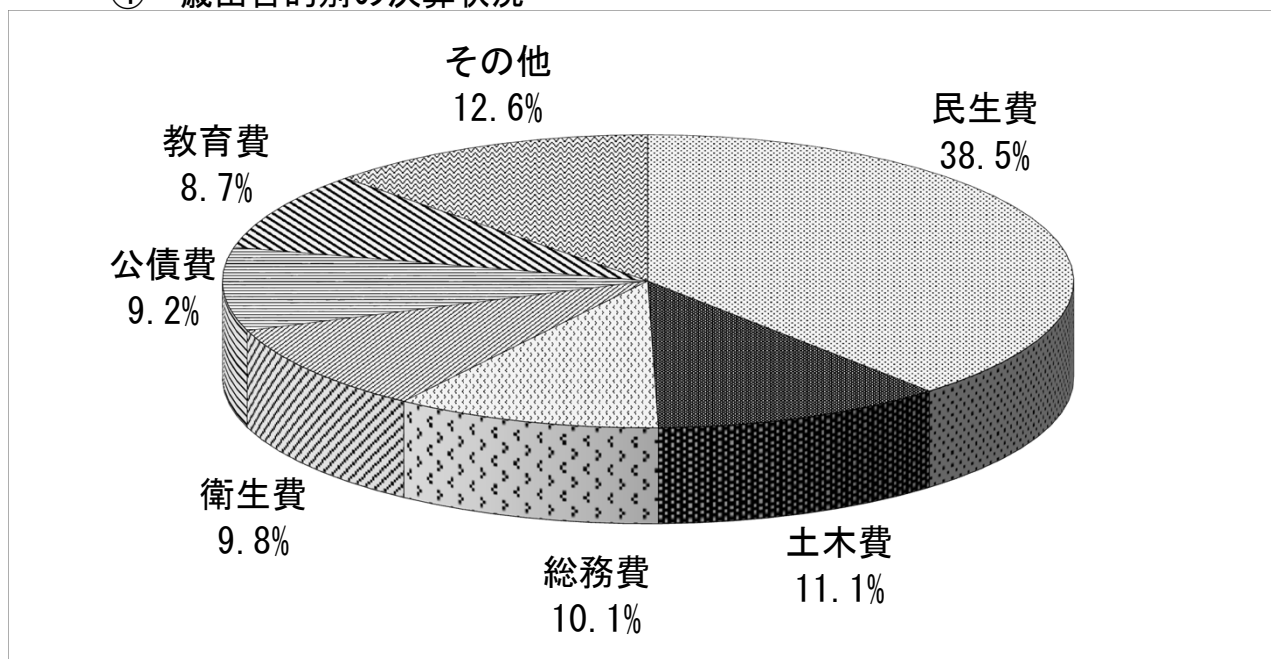
### ③ 歳入の決算状況



(単位：千円、%)

区 分	令和4年度		令和3年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
市 税	43,281,791	28.9	42,810,036	26.5	471,755	1.1
地 方 譲 与 税	1,085,541	0.7	1,057,022	0.7	28,519	2.7
利 子 割 交 付 金	12,732	0.0	24,957	0.0	△ 12,225	△ 49.0
配 当 割 交 付 金	102,004	0.1	122,606	0.1	△ 20,602	△ 16.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	85,451	0.1	169,273	0.1	△ 83,822	△ 49.5
法 人 事 業 税 交 付 金	693,218	0.5	732,726	0.5	△ 39,508	△ 5.4
地 方 消 費 税 交 付 金	8,230,562	5.5	7,881,152	4.9	349,410	4.4
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	55,821	0.0	53,349	0.0	2,472	4.6
環 境 性 能 割 交 付 金	55,699	0.0	46,425	0.0	9,274	20.0
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	3,009	0.0	3,042	0.0	△ 33	△ 1.1
地 方 特 例 交 付 金	367,015	0.2	730,725	0.5	△ 363,710	△ 49.8
地 方 交 付 税	21,891,338	14.6	23,451,860	14.5	△ 1,560,522	△ 6.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	59,277	0.0	61,103	0.0	△ 1,826	△ 3.0
分 担 金 及 び 負 担 金	466,147	0.3	490,537	0.3	△ 24,390	△ 5.0
使 用 料 及 び 手 数 料	2,203,962	1.5	2,231,426	1.4	△ 27,464	△ 1.2
国 庫 支 出 金	32,829,919	21.9	37,373,732	23.2	△ 4,543,813	△ 12.2
県 支 出 金	10,272,641	6.9	11,292,299	7.0	△ 1,019,658	△ 9.0
財 産 収 入	462,338	0.3	488,474	0.3	△ 26,136	△ 5.4
寄 附 金	375,972	0.3	594,072	0.4	△ 218,100	△ 36.7
繰 入 金	3,998,506	2.7	3,197,903	2.0	800,603	25.0
繰 越 金	2,097,914	1.4	2,777,211	1.7	△ 679,297	△ 24.5
諸 収 入	8,756,391	5.8	8,096,430	5.0	659,961	8.2
市 債	12,405,700	8.3	17,648,400	10.9	△ 5,242,700	△ 29.7
合 計	149,792,948	100.0	161,334,760	100.0	△ 11,541,812	△ 7.2

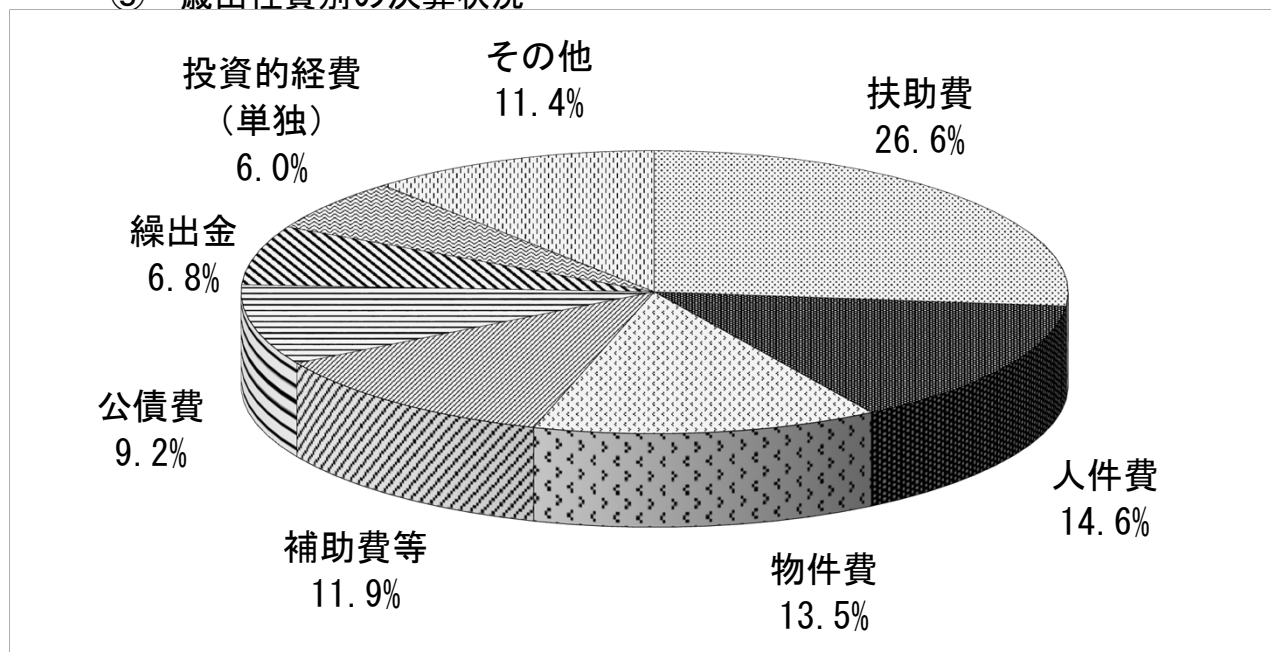
④ 歳出目的別の決算状況



(単位：千円、%)

区分	令和4年度		令和3年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
議会費	649,605	0.4	637,803	0.4	11,802	1.9
総務費	14,880,154	10.1	20,658,050	13.0	△ 5,777,896	△ 28.0
民生費	56,817,248	38.5	59,681,108	37.5	△ 2,863,860	△ 4.8
衛生費	14,493,047	9.8	13,705,601	8.6	787,446	5.7
労働費	725,783	0.5	831,706	0.5	△ 105,923	△ 12.7
農林水産業費	3,128,549	2.1	3,416,040	2.1	△ 287,491	△ 8.4
商工費	9,538,090	6.5	9,648,518	6.1	△ 110,428	△ 1.1
土木費	16,301,388	11.1	19,329,694	12.1	△ 3,028,306	△ 15.7
消防費	4,477,472	3.0	3,650,566	2.3	826,906	22.7
教育費	12,787,517	8.7	14,402,791	9.0	△ 1,615,274	△ 11.2
災害復旧費	171,785	0.1	265,530	0.2	△ 93,745	△ 35.3
公債費	13,598,718	9.2	13,009,439	8.2	589,279	4.5
諸支出金	-	-	-	-	0	-
予備費	-	-	-	-	0	-
合計	147,569,356	100.0	159,236,846	100.0	△ 11,667,490	△ 7.3

⑤ 歳出性質別の決算状況



(単位：千円、%)

区 分	令和4年度		令和3年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
人 件 費	21,554,852	14.6	21,436,356	13.5	118,496	0.6
物 件 費	19,999,728	13.5	19,415,602	12.2	584,126	3.0
維 持 補 修 費	2,525,823	1.7	4,569,114	2.9	△ 2,043,291	△ 44.7
扶 助 費	39,248,902	26.6	43,181,594	27.1	△ 3,932,692	△ 9.1
補 助 費 等	17,528,665	11.9	16,304,204	10.2	1,224,461	7.5
消 費 的 経 費 計	100,857,970	68.3	104,906,870	65.9	△ 4,048,900	△ 3.9
補 助 事 業	4,853,255	3.3	12,792,860	8.0	△ 7,939,605	△ 62.1
単 独 事 業	8,788,135	6.0	6,579,933	4.1	2,208,202	33.6
県 営 事 業 負 担 金	570,273	0.4	534,158	0.4	36,115	6.8
受 託 事 業 費	-	-	-	-	0	-
災 害 復 旧 事 業	171,785	0.1	265,530	0.2	△ 93,745	△ 35.3
投 資 的 経 費 計	14,383,448	9.8	20,172,481	12.7	△ 5,789,033	△ 28.7
公 債 費	13,598,718	9.2	13,009,439	8.2	589,279	4.5
積 立 金	1,103,348	0.7	3,073,999	1.9	△ 1,970,651	△ 64.1
投 資 及 び 出 資 金	1,028,721	0.7	1,059,119	0.6	△ 30,398	△ 2.9
貸 付 金	6,606,564	4.5	6,866,125	4.3	△ 259,561	△ 3.8
繰 出 金	9,990,587	6.8	10,148,813	6.4	△ 158,226	△ 1.6
予 備 費	-	-	-	-	0	-
合 計	147,569,356	100.0	159,236,846	100.0	△ 11,667,490	△ 7.3

## (2) 特別会計

(単位：千円)

会計	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	歳入歳出 差引額 (C) = (A) - (B)	翌年度への 繰越財源 (D)	実質収支額 (E) = (C) - (D)	前年度 実質収支 (F)	単年度 収支 (E) - (F)
土地区画整理会計	2,534,086	2,231,039	303,047	-	303,047	317,325	△ 14,278
市有林会計	224,420	210,049	14,371	-	14,371	28,743	△ 14,372
市営墓地会計	73,976	70,999	2,977	-	2,977	11,835	△ 8,858
中央卸売市場会計	85,751	84,751	1,000	-	1,000	1,000	0
公設地方卸売市場会計	412,241	409,336	2,905	-	2,905	14,259	△ 11,354
大森山動物園会計	533,918	533,917	1	-	1	1	0
廃棄物発電会計	297,321	297,320	1	-	1	1	0
病院事業債管理会計	13,984,076	13,984,076	0	-	0	0	0
学校給食費計	1,285,395	1,284,529	866	-	866	740	126
国民健康保険 事業会計	30,505,925	30,286,875	219,050	-	219,050	692,620	△ 473,570
母子父子寡婦福祉資金 貸付事業会計	88,531	34,141	54,390	-	54,390	57,437	△ 3,047
介護保険会計	32,755,137	31,422,998	1,332,139	-	1,332,139	1,024,405	307,734
後期高齢者医療 事業会計	4,125,028	4,003,205	121,823	-	121,823	51,980	69,843
合計	86,905,805	84,853,235	2,052,570	-	2,052,570	2,200,346	△ 147,776

## 2 住民負担の状況

令和4年度決算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区 分	令 和 4 年 度 (A)		令 和 3 年 度 (B)		比較増減 (A) - (B)
	一人当たり 負 担 額	構 成 比	一人当たり 負 担 額	構 成 比	
市 税	144,955	94.2	141,956	94.0	2,999
市 民 税	64,332	41.8	64,003	42.4	329
個 人	52,073	33.8	51,147	33.9	926
法 人	12,259	8.0	12,856	8.5	△ 597
固 定 資 産 税	65,016	42.2	63,085	41.8	1,931
固 定 資 産 税	64,333	41.8	62,410	41.3	1,923
国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	683	0.4	675	0.5	8
軽 自 動 車 税	3,042	2.0	2,773	1.8	269
市 た ば こ 税	7,355	4.8	6,967	4.6	388
鉱 産 税	11	0.0	14	0.0	△ 3
入 湯 税	149	0.1	115	0.1	34
事 業 所 税	5,050	3.3	4,999	3.3	51
分 担 金 及 び 負 担 金	1,561	1.0	1,627	1.1	△ 66
使 用 料 及 び 手 数 料	7,381	4.8	7,399	4.9	△ 18
合 計	153,897	100.0	150,982	100.0	2,915

※一人当たり負担額は、各年度末の住民基本台帳人口から算出した。

(令和5年3月31日現在 298,587人 令和4年3月31日現在 301,573人)

### 3 財産の状況

#### 土地及び建物

(単位：㎡)

(単位：㎡)

区 分	土 地			建 物		
	3 年度末現在高	4 年度中増減高	4 年度末現在高	3 年度末現在高	4 年度中増減高	4 年度末現在高
行 政 財 産	10,822,531.18	△ 55,056.43	10,767,474.75	1,085,073.06	23,284.38	1,108,357.44
普 通 財 産	32,171,251.50	△ 29,123.23	32,142,128.27	20,385.25	△ 61.27	20,323.98
合 計	42,993,782.68	△ 84,179.66	42,909,603.02	1,105,458.31	23,223.11	1,128,681.42

#### 山 林

(単位：㎡)

(単位：㎡)

土地の 権利区分	面 積			立木の推定蓄積量		
	3 年度末現在高	4 年度中増減高	4 年度末現在高	3 年度末現在高	4 年度中増減高	4 年度末現在高
所 有	10,186,725.03	-	10,186,725.03	743,873.00	28,657.00	772,530.00
分 収	7,001,850.00	-	7,001,850.00	36,356.00	746.00	37,102.00
合 計	17,188,575.03	-	17,188,575.03	780,229.00	29,403.00	809,632.00

#### 物 権

(単位：㎡)

区 分	3 年度末現在高	4 年度中増減高	4 年度末現在高
地 上 権	80,247.61	-	80,247.61

#### 無体財産権

(単位：件)

区 分	3 年度末現在高	4 年度中増減高	4 年度末現在高
商 標 権	11	△ 2	9

#### 有 価 証 券

(単位：千円)

区 分	3 年度末現在高	4 年度中増減高	4 年度末現在高
株 券	364,474	-	364,474

#### 出資による権利

(単位：千円)

区 分	3 年度末現在高	4 年度中増減高	4 年度末現在高
出 資 証 券	8,398,795	△ 27,675	8,371,120
出 捐 金 証 書	1,082,771	△ 95,974	986,797



## 4 地方債現在高の状況

(単位：千円)

会 計	2年度末現在高	3年度末現在高	4年度中増減額		4年度末現在高
			市債借入額	元金償還額	
一 般 会 計	139,458,771	144,657,541	12,405,700	13,057,459	144,005,782
市 有 林 会 計	1,270,993	1,177,891	-	103,335	1,074,556
中央卸売市場会計	34,247	32,419	-	1,849	30,570
公設地方卸売市場会計	558,791	508,992	-	52,187	456,805
大森山動物園会計	440,384	422,714	48,100	25,401	445,413
病院事業債管理会計	3,698,586	8,640,246	13,606,600	284,039	21,962,807
合 計	145,461,772	155,439,803	26,060,400	13,524,270	167,975,933

## 5 公営企業の決算状況

令和4年度秋田市

### (1) 収益的収入及び支出

#### 収 入

区 分	予 算				
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	7,848,247,000	△ 27,885,000	—	7,820,362,000	—
第1項 営業収益	7,164,404,000	△ 1,378,000	—	7,163,026,000	—
第2項 営業外収益	683,841,000	△ 26,775,000	—	657,066,000	—
第3項 特別利益	2,000	268,000	—	270,000	—

#### 支 出

区 分	予 算						
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額
第1款 水道事業費用	7,112,664,000	△ 53,176,000	—	0	—	7,059,488,000	43,272,000
第1項 営業費用	6,752,456,000	△ 32,465,000	—	△ 78,922,000	—	6,641,069,000	43,272,000
第2項 営業外費用	355,308,000	△ 20,711,000	—	78,922,000	—	413,519,000	—
第3項 特別損失	3,100,000	—	—	—	—	3,100,000	—
第4項 予備費	1,800,000	—	—	—	—	1,800,000	—

# 水道事業決算報告書

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計			
円 —	円 7,820,362,000	円 7,664,531,559	円 △ 155,830,441	
—	7,163,026,000	6,994,994,289	△ 168,031,711	(うち、消費税及び地方消費税相当分 622,277,425円)
—	657,066,000	669,267,770	12,201,770	( " ) 2,438,251円)
—	270,000	269,500	△ 500	( " ) 24,500円)

額		決 算 額	翌 年 度 繰 越 額		不 用 額	備 考
継続費通次繰越額	合 計		地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	継続費通次繰越額		
円 9,000,000	円 7,111,760,000	円 6,545,774,182	円 172,000,000	円 —	円 172,000,000	円 393,985,818
9,000,000	6,693,341,000	6,131,583,604	172,000,000	—	172,000,000	389,757,396 (うち、消費税及び地方消費税相当分 237,935,411円)
—	413,519,000	413,516,972	—	—	—	2,028
—	3,100,000	673,606	—	—	—	2,426,394 (うち、消費税及び地方消費税相当分 54,953円)
—	1,800,000	—	—	—	—	1,800,000

## (2) 資本的収入及び支出

## 収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	2,200,777,000 <sup>円</sup>	△ 30,380,000 <sup>円</sup>	2,170,397,000 <sup>円</sup>	184,633,000 <sup>円</sup>
第1項 企業債	1,545,400,000	—	1,545,400,000	152,700,000
第2項 出資金	75,234,000	85,000	75,319,000	—
第3項 補助金	38,666,000	34,000	38,700,000	—
第4項 固定資産売却代金	1,000	301,000	302,000	—
第5項 負担金及び寄附金	541,476,000	△ 30,800,000	510,676,000	31,933,000

## 支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通 次繰越額
第1款 資本的支出	5,533,853,000 <sup>円</sup>	△ 15,702,000 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	5,518,151,000 <sup>円</sup>	575,263,000 <sup>円</sup>	343,944,430 <sup>円</sup>
第1項 建設改良費	4,031,559,000	△ 22,413,000	—	4,009,146,000	575,263,000	343,944,430
第2項 企業債償還金	1,502,294,000	1,611,000	—	1,503,905,000	—	—
第3項 国庫補助金返還金	—	5,100,000	—	5,100,000	—	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,793,548,557円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
141,400,000 <sup>円</sup>	2,496,430,000 <sup>円</sup>	1,634,870,258 <sup>円</sup>	△ 861,559,742 <sup>円</sup>	
141,400,000	1,839,500,000	1,188,100,000	△ 651,400,000	翌年度繰越額 547,600,000円
—	75,319,000	75,319,000	0	
—	38,700,000	30,175,000	△ 8,525,000	
—	302,000	302,500	500	〔うち、消費税及び地方消費税相当分 27,500円〕
—	542,609,000	340,973,758	△ 201,635,242	〔 ” 16,921,000円 〕 翌年度繰越額 92,375,000円

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
6,437,358,430 <sup>円</sup>	4,428,418,815 <sup>円</sup>	634,940,000 <sup>円</sup>	889,000,000 <sup>円</sup>	1,523,940,000 <sup>円</sup>	484,999,615 <sup>円</sup>	
4,928,353,430	2,919,470,425	634,940,000	889,000,000	1,523,940,000	484,943,005	〔うち、消費税及び地方消費税相当分 250,539,152円〕
1,503,905,000	1,503,904,709	—	—	—	291	
5,100,000	5,043,681	—	—	—	56,319	

額232,832,888円及び過年度分損益勘定留保資金2,560,715,669円で補てんした。

# 令和4年度秋田市水道事業報告書

## 1 概 況

### (1) 総括事項

#### (イ) 給水状況

年度末における給水世帯数は137,573世帯、給水人口は299,299人で、前年度に比較しそれぞれ424世帯の増加、2,916人の減少となっております。また、普及率は99.7%、年間総配水量は34,212,128m<sup>3</sup>、一日最大配水量は107,971m<sup>3</sup>（5年2月2日）、施設能力に対する最大稼働率は54.8%となっております。

年間有収水量は31,439,781m<sup>3</sup>、有収率は91.9%となり前年度と比較し0.1ポイント増加しております。

#### (ロ) 工事状況

配水管整備事業は、2,427,174千円の事業費をもって、新屋および下新城地区ほか総延長25,160.5mの配水管布設、布設替工事および配水幹線整備を実施しております。

また、施設改良事業では425,163千円の事業費をもって、清水木ポンプ場受電盤等更新工事などを施工しております。

#### (ハ) 財政状況

収入では、経営の根幹をなす給水収益が、前年度と比較して1.4%の減となったことなどにより、前年度比1.3%減の7,039,791千円となっております。

支出では、原水及び浄水費の増などにより、前年度比3.0%増の6,162,958千円となっております。

この結果、876,833千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

今後も、人口減少や節水機器の普及などにより料金収入が減少していく一方、施設の老朽化への対応や管路の耐震化のほか、物価上昇の影響等による費用の増加が見込まれます。また、仁井田浄水場等整備事業は、これから本格化してきます。このような厳しさを増す経営状況の中、本市水道事業では、安全な水を安定的に供給していくため、より一層の効果的な事業執行により、適切な事業運営に努めてまいります。

(2) 経営指標に関する事項

- (イ) 経営の健全性を示す経常収支比率は、給水収益の減による営業収益の減や、原水及び浄水費の増などによる営業費用の増により、前年度比4.1ポイント減の114.2%となったものの、前年度に引き続き健全経営の水準とされる100%を上回っております。
- (ロ) 料金水準の妥当性を示す料金回収率は、給水収益の減や、動力費等の増による費用の増により、前年度比4.1ポイント減の110.9%となったものの、前年度に引き続き事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる100%を上回っております。
- (ハ) 償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、施設の更新を行っているものの経年化しており、当年度も前年度比0.6ポイント増の53.6%となっております。

単位 %

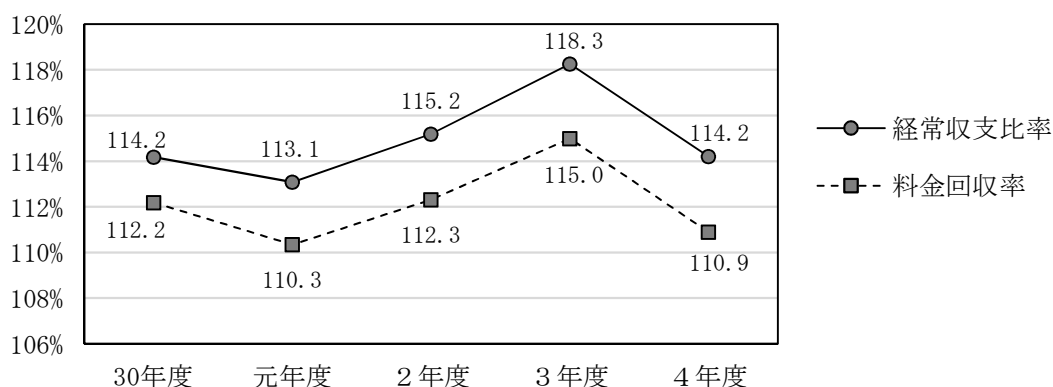
経営指標の推移	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 経常収支比率	114.2	113.1	115.2	118.3	114.2
2 料金回収率	112.2	110.3	112.3	115.0	110.9
3 有形固定資産減価償却率	50.1	51.0	52.0	53.0	53.6

注1 (経常収益)/(経常費用)×100

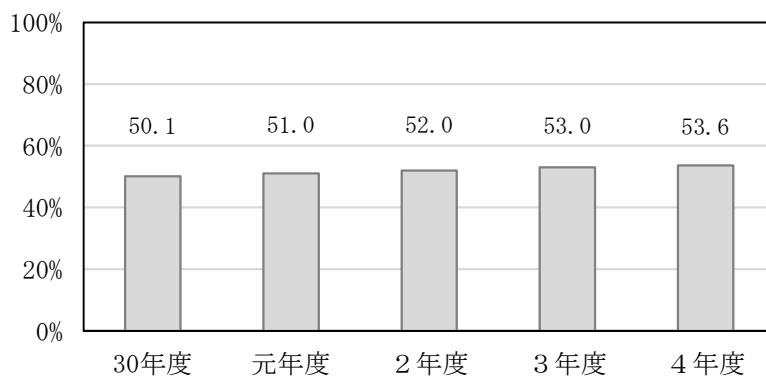
2 (給水収益)/(経常費用－受託工事費－長期前受金戻入)×100

3 (有形固定資産減価償却累計額)/(有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価)×100

経常収支比率・料金回収率の推移



有形固定資産減価償却率の推移



(3) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
第 99号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	令和 4. 9. 1	令和 4. 9. 28
第100号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	4. 9. 1	4. 9. 28
第114号	令和3年度秋田市水道事業会計決算認定の件	4. 9. 1	4. 9. 28
第124号	秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する件	4. 11. 28	4. 12. 21
第125号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例等の一部を改正する件	4. 11. 28	4. 12. 21
第126号	秋田市職員給与条例等の一部を改正する件	4. 11. 28	4. 12. 21
第127号	秋田市職員の降給の事由に関する条例を設定する件	4. 11. 28	4. 12. 21
第128号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	4. 11. 28	4. 12. 21
第129号	秋田市職員定数条例の一部を改正する件	4. 11. 28	4. 12. 21
第146号	令和4年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件	4. 11. 28	4. 12. 21
第149号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	4. 12. 7	4. 12. 21
第150号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	4. 12. 7	4. 12. 21
第 15号	令和5年度秋田市水道事業会計予算の件	5. 2. 14	5. 3. 22
第 28号	令和4年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件	5. 2. 14	5. 3. 7
第 32号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	5. 2. 14	5. 3. 22
第 49号	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件	5. 2. 14	5. 3. 22

(4) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件名	認可年月日
令和 4. 7. 29	秋 田 県 知 事	令和4年度起債同意申請	令和 4. 9. 12 同意

(5) 職員に関する事項

管 理 者	事 務 職 員 主 事	技 術 職 員 技 師	会 計 年 度 任 用 職 員	計
1 人	26人	96人	8 人	131人 (うち資本勘定支弁職員24人)



(6) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

(イ) 配水管布設 新屋地区（新屋比内町線）ほか 1,357.6 m

(2) 改良工事の概況

(イ) 配水管布設替 下新城地区（下新城長岡外脇線）ほか 23,235.1 m

(ロ) 配水幹線整備 山王地区（浜田豊岩連絡管）ほか 567.8 m

(ハ) 清水木ポンプ場受電盤等更新工事ほか 一式

(3) 保存工事の概況

(イ) 配・給水管漏水修理 300 件

(ロ) メーター取替数 18,928 件

(ハ) 計画漏水防止 950.4 km

3 業 務

(1) 業 務 量

給 水 世 帯 数 137,573 世帯

給 水 人 口 299,299 人

年 間 総 配 水 量 34,212,128 m<sup>3</sup>

一 日 最 大 配 水 量 107,971 m<sup>3</sup>

一 日 平 均 配 水 量 93,732 m<sup>3</sup>

有 収 水 量 31,439,781 m<sup>3</sup>

有 収 率 91.9 %

送 配 水 管 総 延 長 1,977,880 m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 額	収入比率
	円	円	円	%
営業収益	6,372,716,864	5,706,815,605	665,901,259	89.6
	(6,994,994,289)	(6,264,975,067)	(730,019,222)	(89.6)
営業外収益	666,829,645	643,355,520	23,474,125	96.5
	(669,267,770)	(643,495,175)	(25,772,595)	(96.1)
特別利益	245,000	245,000	0	100.0
	(269,500)	(269,500)	0	(100.0)
合 計	7,039,791,509	6,350,416,125	689,375,384	90.2
	(7,664,531,559)	(6,908,739,742)	(755,791,817)	(90.1)

注 ( ) 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額
	円
営業費用	5,893,648,193
	(6,131,583,604)
営業外費用	268,690,887
	(413,516,972)
特別損失	618,653
	(673,606)
合 計	6,162,957,733
	(6,545,774,182)

注 ( ) 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計  
 (1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 の 相 手 方
令和 4 . 5 . 17	雄和左手子線 (国交省) 送水管移設工事	21,029,800 <sup>円</sup>	M・Tコンサルティング株式会社
4 . 5 . 24	雄和向野線 (国交省) 送配水管移設工事	28,935,500	M・Tコンサルティング株式会社
4 . 5 . 27	御所野配水場建物改修工事	57,675,200	三菱マテリアル電子化成株式会社
4 . 5 . 31	雄和種沢太子前線 配水管整備工事	44,792,000	山岡工業株式会社
4 . 6 . 3	将軍野東四丁目線ほか 配水管整備工事	107,804,400	株式会社カミオ
4 . 6 . 3	雄和椿川地張山線 配水管整備工事	71,618,800	株式会社岡精組
4 . 7 . 1	牛島東五丁目線ほか 配水管整備工事	59,415,400	株式会社あたご
4 . 7 . 1	下新城岩城金光畑線 配水管整備工事	63,727,400	総合施設株式会社
4 . 7 . 1	山王沼田町線ほか 配水管整備工事	97,473,200	株式会社加賀屋組
4 . 7 . 1	河辺北野田高屋線 配水管整備工事	54,474,200	株式会社足利工務店
4 . 7 . 1	広面樋ノ沖線ほか 配水管整備工事	77,137,500	株式会社渡部工業
4 . 7 . 5	豊岩浄水場ろ過池表洗弁 更新工事 (1～4号池)	25,399,000	株式会社能登谷工務所
4 . 7 . 8	広面川崎線ほか 配水管整備工事	53,700,900	株式会社協設
4 . 7 . 8	仁井田本町二丁目線 配水管整備工事	102,771,900	山岡工業株式会社
4 . 7 . 8	雄和田草川山崎山線 配水管整備工事	83,219,400	伊藤工業株式会社
4 . 7 . 8	豊岩豊巻内縄尻線 配水管整備工事	58,262,600	株式会社三和施設
4 . 7 . 8	雄和妙法線 (県建設) 配水管橋梁添架工事	68,599,300	伊藤工業株式会社
4 . 7 . 12	手形田中線配水管整備工事	20,684,400	イトウ管工有限会社
4 . 7 . 19	土崎港南三丁目線 配水管整備工事	39,101,700	株式会社渡部工業
4 . 7 . 19	川元小川町線 (県建設) 配水管移設工事	22,083,600	清三屋施設工業株式会社
4 . 7 . 21	仁井田潟中町線 配水管整備工事	66,167,200	株式会社日東施設工業所
4 . 7 . 28	飯島長野中町線ほか 配水管整備工事	74,752,700	株式会社佐藤設備工業
4 . 7 . 28	桜一丁目線ほか 配水管整備工事	55,203,500	高進設備株式会社
4 . 8 . 2	横森三丁目線ほか 配水管整備工事	32,915,300	株式会社カミオ
4 . 8 . 5	清水木ポンプ場 受電盤等更新工事	55,990,000	秋田東北商事株式会社

契約年月日	件名	契約金額	契約の相手方
令和 4.8.9	土崎港相染町浜ナシ山線 配水管整備工事	43,670,000 <sup>円</sup>	株式会社渡部工業
4.8.9	東通館ノ越線（県建設） 配水管橋梁添架工事	35,527,800	株式会社北勢工業
4.8.9	豊岩浄水場南側沈澱池 汚泥掻寄機改修工事	35,750,000	秋田東北商事株式会社
4.8.12	浜田滝ノ原線配水管整備工事	93,258,000	山二施設工業株式会社
4.8.12	添川境内川原線ほか 配水管整備工事	61,134,700	羽後設備株式会社
4.8.12	仁井田浄水場 工所用仮設橋等整備工事	145,200,000	旭建設株式会社
4.8.30	八橋南二丁目線 配水管整備工事	25,302,200	山岡工業株式会社
4.8.30	南ヶ丘ポンプ場ほか 機械設備更新工事	21,085,900	山二施設工業株式会社
4.9.20	千秋北の丸線配水管整備工事	24,165,900	M・Tコンサルティング株式会社
4.11.15	秋田南大橋添架管 重防食塗装工事	28,600,000	北日本防食株式会社
4.12.6	川元山下町線（県建設） 配水管移設工事	43,450,000	清三屋施設工業株式会社
4.12.6	川尻総社通り線（道路） 配水管移設工事	33,825,000	株式会社渡部工業
4.12.9	仁井田浄水場豊岩送水 ポンプ電動機等改修工事	44,495,000	秋田電機建設株式会社
5.2.7	雄和向野線（国交省） 送配水管移設工事その2	32,054,000	M・Tコンサルティング株式会社
5.2.14	土崎港南二丁目線 配水管整備工事	47,850,000	株式会社協設
5.2.21	雄和左手子線（国交省） 送配水管移設工事	20,768,000	M・Tコンサルティング株式会社
5.2.21	新屋扇町線ほか 配水管整備工事	36,333,000	日管設備工業株式会社
5.2.24	金足小泉上前線 配水管整備工事	88,176,000	株式会社佐藤設備工業
5.2.24	豊岩石田坂碇線 配水管整備工事	94,743,000	株式会社北勢工業
5.2.24	八橋イサノ一丁目線 配水管整備工事	64,240,000	株式会社あたご
5.2.24	外旭川鳥谷場線 配水管整備工事	64,724,000	株式会社カミオ
5.2.24	仁井田大野線配水管整備工事	52,250,000	株式会社三和施設
5.2.24	保戸野鉄砲町線 配水管整備工事	87,439,000	株式会社渡部工業
5.2.24	山王六丁目線配水管整備工事	64,724,000	株式会社日景工業
5.2.24	川尻大川町線配水管整備工事	97,317,000	株式会社加賀屋組
5.2.24	仁井田栄町線ほか 配水管整備工事	55,000,000	株式会社日東施設工業所

契約年月日	件名	契約金額	契約の相手方
令和 5.2.24	雄和新波線(県建設) 配水管橋梁添架工事	70,400,000 <sup>円</sup>	株式会社足利工務店
5.2.24	土崎環状線 配水管整備工事その17	112,970,000	山岡工業株式会社
5.2.28	添川地ノ内線配水管整備工事	47,828,000	高進設備株式会社
5.2.28	上下水道局川尻庁舎付属 施設改修工事その2(建築)	24,767,600	株式会社リユーワ建設
5.2.28	仁井田浄水場等整備事業	25,564,000,000	鹿島・水ingエンジニアリング・ 日本電機興業・日水コングループ
5.3.30	土崎環状線配水管布設 および撤去工事	40,106,000	山岡工業株式会社

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額 22,330,020,218円

(ロ) 一時借入金現在高 0円

(3) その他会計経理に関する重要事項

該当事項なし

5 附 帯 事 項

該当事項なし

6 そ の 他

(1) 他会計補助金等の使途について

項目	金額	課税仕入れに充当		課税仕入れ以外に充当	
		充当先	金額	充当先	金額
他会計補助金	17,609,000 <sup>円</sup>		<sup>円</sup>	支払利息	12,435,000 <sup>円</sup>
				児童手当	5,174,000
合 計	17,609,000				17,609,000

# 令和4年度秋田市

## (1) 収益的収入及び支出

### 収 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 下水道事業収益	10,789,338,000 <sup>円</sup>	△ 81,439,000 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>
第1項 営業収益	7,488,872,000	△ 153,112,000	—
第2項 営業外収益	3,300,464,000	△ 50,147,000	—
第3項 特別利益	2,000	121,820,000	—

### 支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 下水道事業費用	10,235,730,000 <sup>円</sup>	△ 168,578,000 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	10,067,152,000 <sup>円</sup>
第1項 営業費用	9,408,058,000	△ 76,420,000	—	—	—	9,331,638,000
第2項 営業外費用	823,621,000	△ 92,248,000	—	—	—	731,373,000
第3項 特別損失	1,501,000	90,000	—	—	—	1,591,000
第4項 予備費	2,550,000	—	—	—	—	2,550,000

# 下水道事業決算報告書

額			
合計	決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
10,707,899,000 <sup>円</sup>	10,673,560,145 <sup>円</sup>	△ 34,338,855 <sup>円</sup>	
7,335,760,000	7,299,943,731	△ 35,816,269	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 478,384,905円)
3,250,317,000	3,251,734,403	1,417,403	( " 226,853円)
121,822,000	121,882,011	60,011	( " 441,799円)

額					
地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	合計	決算額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	不用額	備考
— <sup>円</sup>	10,067,152,000 <sup>円</sup>	9,830,884,859 <sup>円</sup>	58,500,000 <sup>円</sup>	177,767,141 <sup>円</sup>	
—	9,331,638,000	9,168,406,859	58,500,000	104,731,141	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 298,608,081円)
—	731,373,000	662,046,592	—	69,326,408	
—	1,591,000	431,408	—	1,159,592	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 30,975円)
—	2,550,000	—	—	2,550,000	

## (2) 資本的収入及び支出

## 収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	6,238,073,000	△ 327,057,000	5,911,016,000	1,831,565,000
第1項 企業債	3,965,900,000	△ 282,000,000	3,683,900,000	1,270,000,000
第2項 出資金	854,832,000	1,740,000	856,572,000	—
第3項 補助金	1,276,400,000	△ 15,534,000	1,260,866,000	525,420,000
第4項 負担金	140,940,000	△ 31,900,000	109,040,000	36,145,000
第5項 固定資産売却代金	1,000	637,000	638,000	—

## 支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通 次繰越額
第1款 資本的支出	10,309,146,000	△ 358,405,000	—	9,950,741,000	1,999,597,000	—
第1項 建設改良費	4,888,653,000	△ 366,594,000	—	4,522,059,000	1,999,597,000	—
第2項 企業債償還金	5,420,493,000	8,189,000	—	5,428,682,000	—	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,094,200,851円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整留保資金1,244,070,345円で補てんした。



額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円 —	円 7,742,581,000	円 5,143,160,382	円 △ 2,599,420,618	
—	4,953,900,000	3,090,400,000	△ 1,863,500,000	翌年度繰越額 1,699,500,000円
—	856,572,000	856,572,000	0	
—	1,786,286,000	1,093,757,833	△ 692,528,167	翌年度繰越額 691,113,000円
—	145,185,000	101,792,549	△ 43,392,451	〃 49,000,000円
—	638,000	638,000	0	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 58,000円

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
円 11,950,338,000	円 9,237,361,233	円 2,657,575,000	円 1,620,000	円 2,659,195,000	円 53,781,767	
6,521,656,000	3,808,681,458	2,657,575,000	1,620,000	2,659,195,000	53,779,542	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 325,545,120円
5,428,682,000	5,428,679,775	—	—	—	2,225	

額218,374,294円、減債積立金378,873,281円、過年度分損益勘定留保資金2,252,882,931円及び当年度分損益勘定

# 令和4年度秋田市下水道事業報告書

## 1 概 況

### (1) 総括事項

#### (イ) 普及状況

本市の下水道事業は、浸水防除、生活環境の改善および公共用水域の水質保全のため計画区域内の下水道整備を順次進めております。年度末における処理区域内面積は6,106haとなり、前年度と比較して41ha増加、処理区域内人口は283,873人で、前年度と比較して1,686人減少しております。この結果、下水道普及率は95.1%となっております。

また、年間総処理水量は34,404,630 $\text{m}^3$ となり、前年度と比較して1,092,729 $\text{m}^3$ 増加しております。このうち、年間有収水量は27,571,322 $\text{m}^3$ で、前年度と比較して368,089 $\text{m}^3$ 減少しております。

#### (ロ) 工事状況

管渠建設事業は、2,909,030千円の事業費をもって、浸水対策として新屋や手形地区などで雨水管を整備したほか、下浜地区や市内各地域で汚水管の面整備などを行い、総延長4,386.0mの管渠を布設しております。さらに新屋、川元地区などにおいて老朽管の改築など5,088.7mを実施しております。

ポンプ場建設事業は、286,134千円の事業費をもって、新屋汚水中継ポンプ場自家発電設備更新工事などを実施しております。

処理場建設事業は、2,860千円の事業費をもって、仁別浄化センター火災報知設備更新工事を実施しております。

特定環境保全公共下水道事業は、263,153千円の事業費をもって、下新城や太平地区などに汚水管2,261.3mを布設しております。

#### (ハ) 財政状況

収入では、経営の根幹をなす下水道使用料が、前年度と比較して1.4%の減となったものの過年度損益修正益の増などにより、前年度比0.5%増の10,194,517千円となっております。

支出では、資産減耗費の減などにより、前年度比2.0%減の9,570,217千円となっております。

この結果、624,300千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

今後も、人口減少や節水機器の普及などにより使用料収入が減少していく一方、施設の老朽化への対応や浸水対策のほか、物価上昇の影響等による費用の増加が見込まれます。

このような厳しさを増す経営環境の中においても信頼される下水道サービスの提供を行うため、管路や施設維持の包括的民間委託の導入による効率的、計画的な維持管理の実施、施設の長寿命化による費用の削減など、より一層の効果的な事業運営に努めてまいります。

(2) 経営指標に関する事項

- (イ) 経営の健全性を示す経常収支比率は、営業損失は昨年と同程度となったものの、高利率の企業債の償還が進んでいることに伴う支払利息の減などにより、前年度比1.4ポイント増の105.3%となり、前年度に引き続き健全経営の水準とされる100%を上回っております。
- (ロ) 料金水準の妥当性を示す経費回収率については、下水道使用料が減となったものの、経常収支比率同様、高利率の企業債の償還が進んでいることに伴う支払利息の減や資産減耗費の減などにより、前年度比4.7ポイント増の118.4%となり、前年度に引き続き事業に必要な費用を使用料で賄えている状況とされる100%を上回っております。
- (ハ) 償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、施設の更新を行っているものの老朽化が進んでおり、当年度も前年度比1.6ポイント増の39.4%となっております。

単位 %

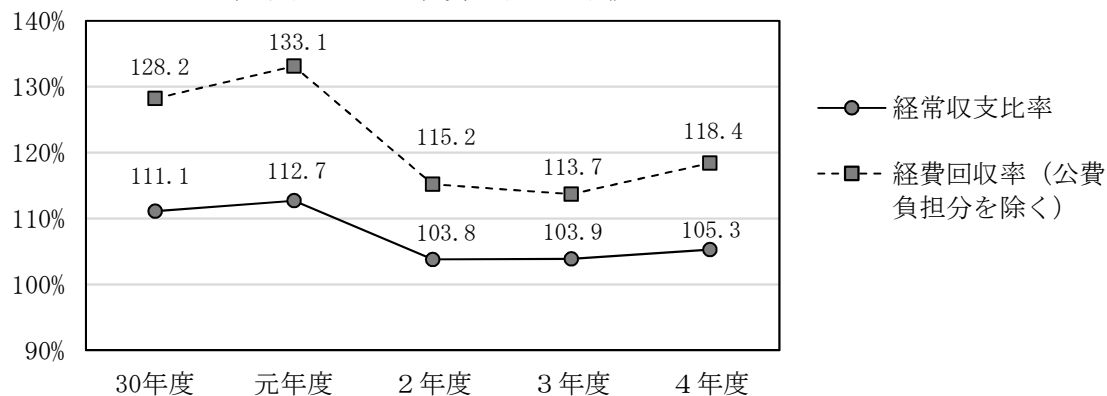
経営指標の推移	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 経常収支比率	111.1	112.7	103.8	103.9	105.3
2 経費回収率（公費負担分を除く）	128.2	133.1	115.2	113.7	118.4
3 有形固定資産減価償却率	33.5	35.3	36.2	37.8	39.4

注1 (経常収益)/(経常費用)×100

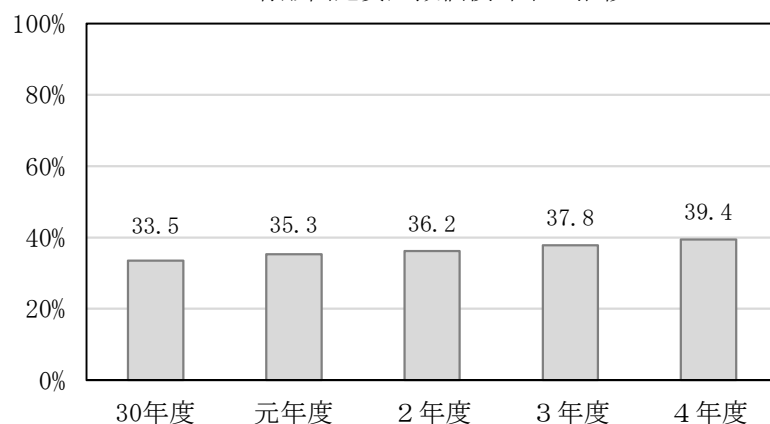
2 (下水道使用料)/(汚水処理費(公費負担分を除く))×100

3 (有形固定資産減価償却累計額)/(有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価)×100

経常収支比率・経費回収率の推移



有形固定資産減価償却率の推移



(3) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
第 99号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	令和 4. 9. 1	令和 4. 9. 28
第100号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	4. 9. 1	4. 9. 28
第115号	令和3年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	4. 9. 1	4. 9. 28
第124号	秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する件	4. 11. 28	4. 12. 21
第125号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例等の一部を改正する件	4. 11. 28	4. 12. 21
第126号	秋田市職員給与条例等の一部を改正する件	4. 11. 28	4. 12. 21
第127号	秋田市職員の降給の事由に関する条例を設定する件	4. 11. 28	4. 12. 21
第128号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	4. 11. 28	4. 12. 21
第129号	秋田市職員定数条例の一部を改正する件	4. 11. 28	4. 12. 21
第132号	秋田県および秋田市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結についての協議に関する件	4. 11. 28	4. 12. 21
第147号	令和4年度秋田市下水道事業会計補正予算(第1号)の件	4. 11. 28	4. 12. 21
第149号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	4. 12. 7	4. 12. 21
第150号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	4. 12. 7	4. 12. 21
第 16号	令和5年度秋田市下水道事業会計予算の件	5. 2. 14	5. 3. 22
第 29号	令和4年度秋田市下水道事業会計補正予算(第2号)の件	5. 2. 14	5. 3. 7
第 32号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	5. 2. 14	5. 3. 22
第 50号	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件	5. 2. 14	5. 3. 22

(4) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件名	認可年月日
令和 4. 7. 29	秋田県知事	令和4年度起債同意申請	令和 4. 9. 12 同意
5. 2. 14	秋田県知事	令和4年度起債同意申請	5. 3. 22 同意

(5) 職員に関する事項

事務職員 主事	技術職員 技師	会計年度 任用職員	計
19人	50人	5人	74人 (うち資本勘定支弁職員25人)

(6) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

(イ) 処理区域に外旭川笹岡および雄和戸賀沢の農業集落排水処理区域を編入した。

2 工 事

(1) 建設工事の概況

管渠建設事業

(イ) 管渠布設 下浜、新屋、手形地区ほか 4,386.0 m

特定環境保全公共下水道事業

(ロ) 管渠布設 下新城、太平地区ほか 2,261.3 m

(2) 改良工事の概況

(イ) 管渠改築等 新屋、川元、山王地区ほか 5,088.7 m

(ロ) 新屋汚水中継ポンプ場自家発電設備更新工事 一式

(ハ) 仁別浄化センター火災報知設備更新工事 一式

(3) 保存工事の概況

(イ) 管渠修繕 462 件

3 業 務

(1) 業 務 量

	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	計
排水戸数	122,719 戸	1,556 戸	124,275 戸
処理区域内人口	278,480 人	5,393 人	283,873 人
年間総処理水量	33,924,952 m <sup>3</sup>	479,678 m <sup>3</sup>	34,404,630 m <sup>3</sup>
一日平均処理水量	92,945 m <sup>3</sup>	1,314 m <sup>3</sup>	94,259 m <sup>3</sup>
有収水量	27,120,721 m <sup>3</sup>	450,601 m <sup>3</sup>	27,571,322 m <sup>3</sup>
有収率	79.9 %	93.9 %	80.1 %
管渠布設総延長	1,553,636 m	107,553 m	1,661,189 m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 額	収入比率
	円	円	円	%
営 業 収 益	6,821,558,826	6,346,468,193	475,090,633	93.0
	(7,299,943,731)	(6,777,386,824)	(522,556,907)	(92.8)
営 業 外 収 益	3,251,518,317	3,251,493,824	24,493	99.9
	(3,251,734,403)	(3,251,712,136)	(22,267)	(99.9)
特 別 利 益	121,440,212	121,246,858	193,354	99.8
	(121,882,011)	(121,704,872)	(177,139)	(99.9)
合 計	10,194,517,355	9,719,208,875	475,308,480	95.3
	(10,673,560,145)	(10,150,803,832)	(522,756,313)	(95.1)

注 ( ) 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額
	円
営 業 費 用	8,869,798,778
	(9,168,406,859)
営 業 外 費 用	700,017,152
	(662,046,592)
特 別 損 失	400,433
	(431,408)
合 計	9,570,216,363
	(9,830,884,859)

注 ( ) 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 の 相 手 方
令和 4 . 5 . 2	公共下水道築造工事 河辺諸井字大部地内ほか	25,237,300 <sup>円</sup>	株式会社加賀伊ボーリング
4 . 5 . 2	下水道管渠移設工事 川元小川町地内ほか	21,162,900	有限会社相原林業
4 . 7 . 1	公共下水道築造工事 下新城笠岡字川向地内ほか	60,998,300	株式会社加賀屋組
4 . 7 . 5	公共下水道築造工事 外旭川字大谷地地内	24,663,100	株式会社石黒建設工業
4 . 7 . 8	下水道長寿命化工事 新屋大川町地内	59,896,100	加藤建設株式会社
4 . 7 . 15	八橋汚水中継ポンプ場 汚水ポンプ改修工事 八橋本町六丁目12番15号	53,889,000	株式会社能登谷工務所
4 . 8 . 12	下水道長寿命化工事 新屋表町地内ほか	74,652,600	中央土建株式会社
4 . 8 . 12	川口汚水中継ポンプ場 汚水ポンプ機械設備更新工事 檜山登町12番43号	302,775,000	山岡工業株式会社
4 . 8 . 12	新屋汚水中継ポンプ場 受変電設備更新工事 新屋元町1番2号	112,805,000	秋田電機建設株式会社
4 . 8 . 30	公共下水道取付管改良工事 土崎港中央一丁目地内ほか	34,813,900	株式会社石黒建設工業
4 . 9 . 2	下水道長寿命化工事 新屋大川町地内	52,466,700	株式会社石黒建設工業
4 . 9 . 2	下水道長寿命化工事 南通亀の町地内ほか	84,035,600	株式会社三勇建設
4 . 9 . 2	下水道長寿命化工事 山王六丁目地内ほか	84,700,000	工藤建設株式会社
4 . 9 . 6	公共下水道築造工事 下浜羽川字古堂地内ほか	37,755,300	株式会社三勇建設
4 . 9 . 9	下水道長寿命化工事 檜山登町地内ほか	64,407,200	株式会社U I コムテック
4 . 9 . 20	下水道管渠移設工事 川元開和町地内ほか	35,132,900	豊島建設株式会社
4 . 9 . 30	下水道長寿命化工事 山王一丁目地内ほか	85,800,000	山岡工業株式会社
4 . 10 . 11	公共下水道築造工事 河辺和田字下夕川原地内ほか	25,985,300	中央土建株式会社
4 . 10 . 13	公共下水道築造工事 広面字谷内佐渡地内ほか	363,000,000	むつみ造園・伊藤工業・藤重建設工事共同企業体
4 . 10 . 21	公共下水道雄物川左岸3号 幹線築造工事 新屋前野町地内ほか	321,750,000	住建・豊島・三勇建設工事共同企業体
4 . 10 . 25	非常時排水施設設置工事 新屋元町地内ほか	21,120,000	株式会社ヤマリ

契約年月日	件名	契約金額	契約の相手方
令和 4.10.25	排水樋門樋管更新工事 飯島字砂田地内	21,483,000 <sup>円</sup>	株式会社西岡
4.11.11	下水道長寿命化工事 土崎港南一丁目地内ほか	70,070,000	株式会社佐原組
4.11.11	下水道長寿命化工事 中通五丁目地内	68,640,000	株式会社英明工務店
4.11.11	下水道長寿命化工事 茨島二丁目地内ほか	82,500,000	豊興産株式会社
4.11.11	下水道長寿命化工事 新屋扇町地内ほか	76,450,000	豊興産株式会社
4.11.11	下水道長寿命化工事 保戸野鉄砲町地内ほか	70,730,000	株式会社三勇建設
4.12.8	川口汚水中継ポンプ場 汚水ポンプ電気設備更新工事 檜山登町12番43号	66,000,000	日本電機興業株式会社
5.1.20	公共下水道築造工事 手形からみでん地内	57,178,000	豊島建設株式会社
5.2.14	公共下水道築造工事 手形字十七流地内	27,130,400	豊島建設株式会社
5.2.17	下水道長寿命化工事 土崎港西一丁目地内ほか	158,400,000	伊藤組・佐々木組建設工事共同企業体
5.2.21	下水道長寿命化工事 卸町五丁目地内ほか	32,010,000	山岡工業株式会社
5.2.24	下水道長寿命化工事 川尻上野町地内ほか	83,050,000	株式会社三勇建設
5.2.24	下水道長寿命化工事 新屋扇町地内	70,290,000	株式会社石黒建設工業
5.2.24	下水道長寿命化工事 八橋本町六丁目地内ほか	65,450,000	株式会社U I コムテック
5.2.24	下水道長寿命化工事 茨島一丁目地内ほか	57,970,000	加藤建設株式会社
5.2.24	公共下水道築造工事 上新城五十丁字大平地内ほか	158,400,000	岡精・加賀屋特定建設工事共同企業体
5.2.28	公共下水道築造工事に伴う マンホールポンプ設備工事 上新城五十丁字大平地内	25,819,200	株式会社秋田クボタ

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額 59,853,928,478円

(ロ) 一時借入金現在高 0円

(3) その他会計経理に関する重要事項

該当事項なし

5 附帯事項

該当事項なし



6 その他

(1) 他会計負担金等の使途について

項目	金額	課税仕入れに充当		課税仕入れ以外に充当	
		充当先	金額	充当先	金額
他会計負担金	2,032,725,000 <sup>円</sup>	委託料、動力費等	634,047,147 <sup>円</sup>	給料、手当等	233,000,853 <sup>円</sup>
				減価償却費等	965,737,000
				支払利息	199,940,000
その他営業収益	11,800	委託料等	6,856	給料、手当等	4,944
他会計補助金	1,194,307,000	動力費等	469,000	手当等	3,442,000
				減価償却費	929,207,000
				支払利息	261,189,000
補助金 (収益的収入分)	21,758,100	委託料	20,758,100	補助金	1,000,000
雑収益	2,043,008	修繕費等	1,212,428	給料、手当等	830,580
過年度損益 修正益	116,335,800	委託料、負担金等	67,591,236	減価償却費等	48,744,564
補助金 (資本的収入分)	1,093,757,833	委託料、工事請負費	1,075,198,306	補償費	18,559,527
負担金	101,792,549	工事請負費	101,792,549		
<b>合計</b>	<b>4,562,731,090</b>		<b>1,901,075,622</b>		<b>2,661,655,468</b>

# 令和4年度秋田市農業

## (1) 収益的収入及び支出

### 収 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 農業集落排水事業収益	621,193,000 <sup>円</sup>	△ 20,843,000 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>
第1項 営業収益	101,279,000	△ 4,842,000	—
第2項 営業外収益	519,913,000	△ 18,791,000	—
第3項 特別利益	1,000	2,790,000	—
第2款 個別排水処理事業収益	34,782,000	△ 928,000	—
第1項 営業収益	8,361,000	70,000	—
第2項 営業外収益	26,419,000	△ 998,000	—
第3項 特別利益	2,000	—	—
合 計	655,975,000	△ 21,771,000	—

### 支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流 用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 農業集落排水事業費用	618,468,000 <sup>円</sup>	△ 22,322,000 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	0 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	596,146,000 <sup>円</sup>
第1項 営業費用	578,677,000	△ 20,045,000	—	△ 2,333,000	—	556,299,000
第2項 営業外費用	39,241,000	△ 2,277,000	—	2,333,000	—	39,297,000
第3項 特別損失	50,000	—	—	—	—	50,000
第4項 予備費	500,000	—	—	—	—	500,000
第2款 個別排水処理事業費用	35,611,000	△ 1,032,000	—	—	—	34,579,000
第1項 営業費用	33,824,000	△ 991,000	—	—	—	32,833,000
第2項 営業外費用	1,685,000	△ 41,000	—	—	—	1,644,000
第3項 特別損失	2,000	—	—	—	—	2,000
第4項 予備費	100,000	—	—	—	—	100,000
合 計	654,079,000	△ 23,354,000	—	0	—	630,725,000

# 集落排水事業決算報告書

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
600,350,000 <sup>円</sup>	599,391,022 <sup>円</sup>	△ 958,978 <sup>円</sup>	
96,437,000	97,867,792	1,430,792	(うち、消費税及び地方消費税相当分 8,822,792円)
501,122,000	498,560,760	△ 2,561,240	( " 6,275円)
2,791,000	2,962,470	171,470	
33,854,000	33,841,202	△ 12,798	
8,431,000	8,422,571	△ 8,429	(うち、消費税及び地方消費税相当分 764,887円)
25,421,000	25,418,631	△ 2,369	
2,000	—	△ 2,000	
634,204,000	633,232,224	△ 971,776	

額		決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	合 計				
— <sup>円</sup>	596,146,000 <sup>円</sup>	570,374,194 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	25,771,806 <sup>円</sup>	
—	556,299,000	531,578,311	—	24,720,689	(うち、消費税及び地方消費税相当分 15,118,599円)
—	39,297,000	38,795,883	—	501,117	
—	50,000	—	—	50,000	
—	500,000	—	—	500,000	
—	34,579,000	31,975,315	—	2,603,685	
—	32,833,000	30,332,165	—	2,500,835	(うち、消費税及び地方消費税相当分 1,291,988円)
—	1,644,000	1,643,150	—	850	
—	2,000	—	—	2,000	
—	100,000	—	—	100,000	
—	630,725,000	602,349,509	—	28,375,491	

## (2) 資本的収入及び支出

## 収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 農業集落排水事業資本的収入	190,200,000	△ 11,309,000	178,891,000	—
第1項 企業債	27,200,000	△ 100,000	27,100,000	—
第2項 出資金	122,761,000	△ 14,279,000	108,482,000	—
第3項 補助金	12,700,000	△ 3,800,000	8,900,000	—
第4項 負担金	26,000,000	6,870,000	32,870,000	—
第5項 基金繰入金	1,539,000	—	1,539,000	—
第2款 個別排水処理事業資本的収入	18,104,000	△ 3,687,000	14,417,000	2,408,000
第1項 企業債	5,400,000	△ 700,000	4,700,000	1,700,000
第2項 出資金	10,777,000	△ 2,445,000	8,332,000	—
第3項 補助金	1,442,000	△ 410,000	1,032,000	532,000
第4項 負担金	485,000	△ 132,000	353,000	176,000
合 計	208,304,000	△ 14,996,000	193,308,000	2,408,000

## 支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通 次繰越額
第1款 農業集落排水事業資本的支出	388,692,000	△ 11,327,000	—	377,365,000	—	—
第1項 建設改良費	112,431,000	△ 11,429,000	—	101,002,000	—	—
第2項 企業債償還金	276,260,000	102,000	—	276,362,000	—	—
第3項 投資	1,000	—	—	1,000	—	—
第2款 個別排水処理事業資本的支出	25,871,000	△ 3,970,000	—	21,901,000	2,661,000	—
第1項 建設改良費	16,817,000	△ 3,970,000	—	12,847,000	2,661,000	—
第2項 企業債償還金	9,054,000	—	—	9,054,000	—	—
合 計	414,563,000	△ 15,297,000	—	399,266,000	2,661,000	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額205,938,385円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円 —	円 178,891,000	円 135,518,375	円 △ 43,372,625	
—	27,100,000	24,400,000	△ 2,700,000	
—	108,482,000	85,873,000	△ 22,609,000	
—	8,900,000	9,100,000	200,000	
—	32,870,000	14,606,375	△ 18,263,625	翌年度繰越額 16,804,000円
—	1,539,000	1,539,000	0	
—	16,825,000	13,075,800	△ 3,749,200	
—	6,400,000	3,400,000	△ 3,000,000	
—	8,332,000	8,257,000	△ 75,000	
—	1,564,000	1,066,000	△ 498,000	
—	529,000	352,800	△ 176,200	
—	195,716,000	148,594,175	△ 47,121,825	

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
円 377,365,000	円 333,845,557	円 36,010,000	円 —	円 36,010,000	円 7,509,443	
101,002,000	57,483,260	36,010,000	—	36,010,000	7,508,740	(うち、消費税及び地方消費税相当分 4,902,610円)
276,362,000	276,361,297	—	—	—	703	
1,000	1,000	—	—	—	0	
24,562,000	20,687,003	—	—	—	3,874,997	
15,508,000	11,634,685	—	—	—	3,873,315	(うち、消費税及び地方消費税相当分 478,788円)
9,054,000	9,052,318	—	—	—	1,682	
401,927,000	354,532,560	36,010,000	—	36,010,000	11,384,440	

額3,097,292円、減債積立金20,633,242円及び過年度分損益勘定留保資金182,207,851円で補てんした。

# 令和4年度秋田市農業集落排水事業報告書

## 1 概 況

### (1) 総括事項

#### (イ) 普及状況

本市の農業集落排水事業、個別排水処理事業は、農業集落における農業用排水の水質保全および農村生活環境の改善、または汚水を集合して処理することが適当でない地域の健康で快適な生活環境の確保を図るとともに、公共用水域の水質保全のため処理施設などの維持管理に努めております。年度末における処理区域内面積は505haであり、前年度と比較して57ha減少し、処理区域内人口は6,844人で、前年度と比較して817人減少しております。この結果、普及率は2.3%となっております。

また、年間総処理水量は、736,511m<sup>3</sup>となり、前年度と比較して138,709m<sup>3</sup>減少しております。このうち、年間有収水量は、584,761m<sup>3</sup>で、前年度と比較して122,549m<sup>3</sup>減少しております。

#### (ロ) 工事状況

農業集落排水建設改良事業は、57,483千円の事業費をもって、国が施工する雄物川洪水対策工事の支障となる管渠移設工事や、河辺三内字外川原地内において、老朽化した非常用発電機の更新工事などを実施しております。

特定地域生活排水処理施設建設事業は、11,635千円の事業費をもって、河辺戸島地区ほかにおいて4基の浄化槽を設置しております。

#### (ハ) 財政状況

収入では、長期前受金戻入の減などにより、前年度比8.8%減の623,641千円となっております。

支出では、減価償却費の減などにより、前年度比10.1%減の595,856千円となっております。

この結果、27,785千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

今後も、人口減少や節水機器の普及などにより使用料収入の減少が見込まれます。このため、農業集落排水処理施設については、汚水処理効率などを検討の上、隣接する処理区との統合や公共下水道への接続を実施し、効率的な運営に努めてまいります。

(2) 経営指標に関する事項

- (イ) 経営の健全性を示す経常収支比率は、減価償却費の減などにより、前年度比2.6ポイント増の104.2%となったものの、前年度に引き続き事業に必要な費用を使用料等で賄っている状況とされる100%を上回っております。
- (ロ) 料金水準の妥当性を示す経費回収率は、一部の処理区を公共下水道へ接続したことに伴う使用料の減少から、前年度比3.4ポイント減の34.9%となり、前年度に引き続き事業に必要な費用を使用料で賄っている状況とされる100%を下回っております。
- (ハ) 償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率について、当該事業では施設の統廃合スケジュールに基づいて、更新の規模を最小限に留めていることから、前年度比1.7ポイント増の39.5%となっております。

単位 %

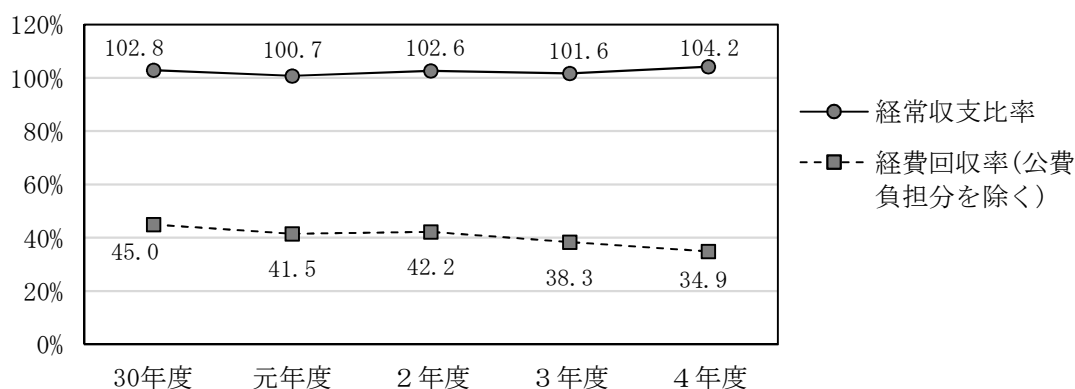
経営指標の推移	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 経常収支比率	102.8	100.7	102.6	101.6	104.2
2 経費回収率(公費負担分を除く)	45.0	41.5	42.2	38.3	34.9
3 有形固定資産減価償却率	31.2	33.8	36.3	37.8	39.5

注1 (経常収益)/(経常費用)×100

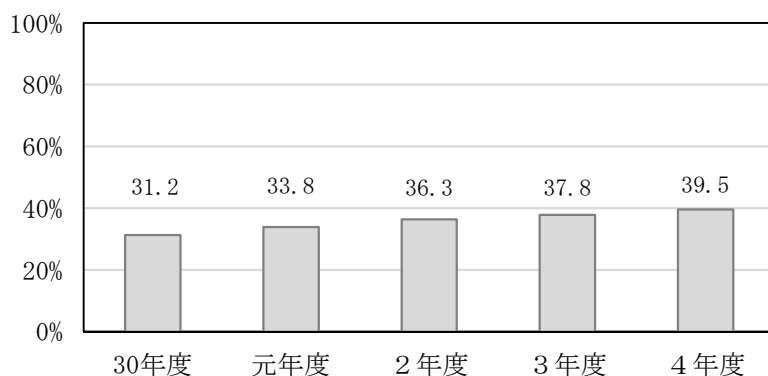
2 (施設使用料)/(汚水処理費(公費負担分を除く))×100

3 (有形固定資産減価償却累計額)/(有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価)×100

経常収支比率・経費回収率の推移



有形固定資産減価償却率の推移



## (3) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
第 99号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	令和 4. 9. 1	令和 4. 9. 28
第100号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	4. 9. 1	4. 9. 28
第116号	令和3年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件	4. 9. 1	4. 9. 28
第124号	秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する件	4. 11. 28	4. 12. 21
第125号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例等の一部を改正する件	4. 11. 28	4. 12. 21
第126号	秋田市職員給与条例等の一部を改正する件	4. 11. 28	4. 12. 21
第127号	秋田市職員の降給の事由に関する条例を設定する件	4. 11. 28	4. 12. 21
第128号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	4. 11. 28	4. 12. 21
第129号	秋田市職員定数条例の一部を改正する件	4. 11. 28	4. 12. 21
第132号	秋田県および秋田市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結についての協議に関する件	4. 11. 28	4. 12. 21
第148号	令和4年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)の件	4. 11. 28	4. 12. 21
第149号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	4. 12. 7	4. 12. 21
第150号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	4. 12. 7	4. 12. 21
第 17号	令和5年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	5. 2. 14	5. 3. 22
第 30号	令和4年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)の件	5. 2. 14	5. 3. 7
第 32号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	5. 2. 14	5. 3. 22
第 49号	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件	5. 2. 14	5. 3. 22
第 50号	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件	5. 2. 14	5. 3. 22

## (4) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件名	認可年月日
令和 4. 7. 29	秋 田 県 知 事	令和4年度起債同意申請	令和 4. 9. 12 同意



(5) 職員に関する事項

事務職員 主事	技術職員 技師	計
1人	3人	4人 (うち資本勘定支弁職員2人)

(6) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

- (イ) 処理区域のうち外旭川笹岡および雄和戸賀沢を下水道事業会計に編入した。

## 2 工 事

### (1) 建設工事の概況

(イ) 特定地域生活排水処理施設整備 河辺戸島地区ほか 4基

### (2) 改良工事の概況

(イ) 雄和向野字佛ノ前地内排水施設移設工事 一式

(ロ) 岩見三内中央農業集落排水施設非常用発電機更新工事 一式

### (3) 保存工事の概況

(イ) 管 渠 修 繕 18 件

## 3 業 務

### (1) 業 務 量

	農業集落排水	個別排水処理	計
排 水 戸 数	2,140 戸	222 戸	2,362 戸
処 理 区 域 内 人 口	6,207 人	637 人	6,844 人
年 間 総 処 理 水 量	685,799 m <sup>3</sup>	50,712 m <sup>3</sup>	736,511 m <sup>3</sup>
一 日 平 均 処 理 水 量	1,879 m <sup>3</sup>	139 m <sup>3</sup>	2,018 m <sup>3</sup>
有 収 水 量	534,049 m <sup>3</sup>	50,712 m <sup>3</sup>	584,761 m <sup>3</sup>
有 収 率	77.9 %	100.0 %	79.4 %
管 渠 布 設 総 延 長	136,323 m	—	136,323 m

### (2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 額	収 入 比 率
	円	円	円	%
営 業 収 益	96,702,684	81,882,286	14,820,398	84.7
	(106,290,363)	(89,989,315)	(16,301,048)	(84.7)
営 業 外 収 益	523,975,925	523,975,925	0	100.0
	(523,979,391)	(523,979,391)	0	(100.0)
特 別 利 益	2,962,470	2,962,470	0	100.0
	(2,962,470)	(2,962,470)	0	(100.0)
合 計	623,641,079	608,820,681	14,820,398	97.6
	(633,232,224)	(616,931,176)	(16,301,048)	(97.4)

注 ( ) 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額
	円
営 業 費 用	545,499,889 (561,910,476)
営 業 外 費 用	50,355,767 (40,439,033)
合 計	595,855,656 (602,349,509)

注 ( ) 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 の 相 手 方
令和 5. 2. 14	農業集落排水施設移設工事 雄和向野字佛ノ前地内	22,712,800 <sup>円</sup>	豊興産株式会社

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額 2,262,098,343円

(ロ) 一時借入金現在高 0円

(3) その他会計経理に関する重要事項

該当事項なし

5 附 帯 事 項

該当事項なし

6 その他

(1) 他会計負担金等の使途について

項目	金額	課税仕入れに充当		課税仕入れ以外に充当	
		充当先	金額	充当先	金額
他会計負担金	735,000 <sup>円</sup>		<sup>円</sup>	支払利息、企業 債償還金	735,000 <sup>円</sup>
他会計補助金	341,799,000	委託料等	137,495,653	減価償却費	153,212,747
				企業債償還金	609,000
				給料、手当等	14,460,600
				支払利息	36,021,000
基金繰入金	1,539,000			支払利息	1,539,000
分担金	352,800	工事請負費	352,800		
負担金	14,606,375	工事請負費	14,606,375		
合計	359,032,175		152,454,828		206,577,347

## Ⅱ 令和5年度上半期の執行状況

# 1 収入および支出の概況

## (1) 一般会計

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	収入額(B)	収入率(B)/(A)
市 税	43,820,020	23,197,335	52.9
地 方 譲 与 税	1,092,075	346,915	31.8
利 子 割 交 付 金	12,755	6,307	49.4
配 当 割 交 付 金	141,861	22,160	15.6
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	160,374	-	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	583,965	301,378	51.6
地 方 消 費 税 交 付 金	8,998,019	4,573,223	50.8
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	56,162	17,610	31.4
環 境 性 能 割 交 付 金	53,958	20,144	37.3
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	3,009	-	0.0
地 方 特 例 交 付 金	331,375	313,376	94.6
地 方 交 付 税	23,393,217	15,454,894	66.1
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	63,000	27,090	43.0
分 担 金 及 び 負 担 金	447,021	122,023	27.3
使 用 料 及 び 手 数 料	2,230,744	1,034,259	46.4
国 庫 支 出 金	31,007,318	7,438,488	24.0
県 支 出 金	13,168,383	1,678,276	12.7
財 産 収 入	188,179	162,590	86.4
寄 附 金	694,952	202,438	29.1
繰 入 金	5,893,651	-	0.0
繰 越 金	2,223,592	2,223,592	100.0
諸 収 入	8,286,140	345,105	4.2
市 債	17,768,400	-	0.0
合 計	160,618,170	57,487,203	35.8

※前年度からの繰越分を含む。

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	支出額(B)	支出率(B)/(A)
議 会 費	665,151	362,440	54.5
総 務 費	14,066,428	6,143,980	43.7
民 生 費	58,501,310	21,283,326	36.4
衛 生 費	17,532,963	4,771,269	27.2
労 働 費	610,737	363,654	59.5
農 林 水 産 業 費	3,906,717	867,937	22.2
商 工 費	9,322,678	7,115,784	76.3
土 木 費	19,607,029	5,985,492	30.5
消 防 費	4,485,828	2,096,505	46.7
教 育 費	15,856,428	6,363,461	40.1
災 害 復 旧 費	2,986,396	149,446	5.0
公 債 費	13,018,102	5,989,427	46.0
諸 支 出 金	1	-	0.0
予 備 費	58,402	-	0.0
合 計	160,618,170	61,492,721	38.3

※前年度からの繰越分・予備費充用分を含む。

## (2) 特別会計

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	収入額(B)	収入率(B)/(A)
土地区画整理会計	2,822,978	303,214	10.7
市有林会計	255,400	16,068	6.3
市営墓地会計	194,181	54,925	28.3
中央卸売市場会計	94,586	13,090	13.8
公設地方卸売市場会計	502,956	126,660	25.2
大森山動物園会計	484,540	67,602	14.0
廃棄物発電会計	300,887	269,713	89.6
病院事業債管理会計	1,633,154	218,319	13.4
学校給食費会計	1,424,757	374,805	26.3
国民健康保険事業会計	30,620,240	12,752,237	41.6
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	66,919	65,181	97.4
介護保険事業会計	31,348,477	14,852,453	47.4
後期高齢者医療事業会計	4,266,384	1,560,130	36.6
合 計	74,015,459	30,674,397	41.4

※前年度からの繰越分を含む。

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	支出額(B)	支出率(B)/(A)
土地区画整理会計	2,822,978	625,834	22.2
市有林会計	255,400	150,007	58.7
市営墓地会計	194,181	62,800	32.3
中央卸売市場会計	94,586	46,511	49.2
公設地方卸売市場会計	502,956	205,840	40.9
大森山動物園会計	484,540	218,162	45.0
廃棄物発電会計	300,887	14,294	4.8
病院事業債管理会計	1,633,154	218,319	13.4
学校給食費会計	1,424,757	659,238	46.3
国民健康保険事業会計	30,620,240	11,528,383	37.6
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	66,919	32,680	48.8
介護保険事業会計	31,348,477	13,064,469	41.7
後期高齢者医療事業会計	4,266,384	1,447,665	33.9
合 計	74,015,459	28,274,202	38.2

※前年度からの繰越分を含む。

## 2 一時借入金の現在高

令和5年9月30日現在、一時借入金の現在高

0 円

### 3 公営企業の経理の概況

#### (1) 秋田市水道事業の経理の状況

##### ① 予算の執行状況

##### ア 収益的収支

##### ・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
水道事業収益	7,705,335,000	3,407,997,465	44.2
営業収益	7,008,846,000	3,364,974,554	48.0
営業外収益	696,487,000	43,022,911	6.2
特別利益	2,000	-	0.0

##### ・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
水道事業費用	7,544,660,000	1,524,543,029	20.2
営業費用	7,227,672,000	1,395,213,291	19.3
営業外費用	314,088,000	129,040,575	41.1
特別損失	1,100,000	289,163	26.3
予備費	1,800,000	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

##### イ 資本的収支

##### ・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
資本的収入	4,168,052,000	437,904,604	10.5
企業債	3,382,000,000	-	0.0
出資金	70,735,000	70,735,000	100.0
補助金	168,666,000	167,366,000	99.2
固定資産売却代金	1,000	396,000	殆増
負担金及び寄附金	546,650,000	199,407,604	36.5

※前年度からの繰越分を含む。

##### ・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
資本的支出	8,799,995,000	1,287,923,578	14.6
建設改良費	7,341,729,000	561,463,225	7.6
企業債償還金	1,458,266,000	726,460,353	49.8

※前年度からの繰越分を含む。



② 秋田市水道事業会計試算表（令和5年9月30日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
60,216,036,735	有 形 固 定 資 産	
1,687,822,788	無 形 固 定 資 産	
4,800,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
12,463,964,669	現 金 ・ 預 金	
756,210,158	未 収 金	
63,479,775	貯 蔵 品	
1,382,850,400	前 払 金	
139,117,676	そ の 他 流 動 資 産	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	20,871,268,843
	長 期 リー ス 債 務	32,034,406
	引 当 金	1,828,796,294
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	732,291,022
	短 期 リー ス 債 務	5,138,552
	未 払 金	32,133,122
	預 り 金	200,999,237
	そ の 他 流 動 負 債	309,466,413
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	19,089,568,125
5,010,682,455	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	23,833,867,110
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	7,678,492,948
	利 益 剰 余 金	5,436,243,862
	（ 水 道 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	3,066,070,753
	営 業 外 収 益	42,825,299
	（ 水 道 事 業 費 用 ）	
1,304,911,507	営 業 費 用	
129,040,575	営 業 外 費 用	
279,248	特 別 損 失	
83,159,195,986	合 計	83,159,195,986

(2) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
下水道事業収益	10,601,949,000	5,993,970,987	56.5
営業収益	7,348,464,000	4,721,121,454	64.2
営業外収益	3,253,483,000	1,272,849,533	39.1
特別利益	2,000	-	0.0

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
下水道事業費用	10,485,741,000	1,333,825,989	12.7
営業費用	9,785,381,000	1,038,142,875	10.6
営業外費用	696,309,000	295,667,893	42.5
特別損失	1,501,000	15,221	1.0
予備費	2,550,000	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
資本的収入	8,982,607,000	3,121,428,136	34.7
企業債	5,550,200,000	-	0.0
出資金	855,754,000	855,754,000	100.0
補助金	2,499,113,000	2,255,944,323	90.3
負担金	77,539,000	9,693,513	12.5
固定資産売却代金	1,000	36,300	殆増

※前年度からの繰越分を含む。

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
資本的支出	13,293,479,000	3,806,228,276	28.6
建設改良費	8,019,534,000	1,181,261,756	14.7
企業債償還金	5,263,535,000	2,624,966,520	49.9
投資	10,410,000	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表（令和5年9月30日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
154,384,478,036	有 形 固 定 資 産	
9,225,277,269	無 形 固 定 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
4,136,797,993	現 金 ・ 預 金	
3,918,158,625	未 収 金	
935,836,360	前 払 金	
173,647,813	そ の 他 流 動 資 産	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	54,760,253,888
	引 当 金	1,595,652,524
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	2,641,049,857
	未 払 金	545,443,959
	そ の 他 流 動 負 債	242,378,240
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	75,527,990,650
18,030,199,310	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	45,549,459,461
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	4,816,320,803
	利 益 剰 余 金	624,300,992
	（ 下 水 道 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	4,480,861,493
	営 業 外 収 益	1,272,746,965
	（ 下 水 道 事 業 費 用 ）	
956,380,807	営 業 費 用	
295,667,893	営 業 外 費 用	
14,726	特 別 損 失	
192,056,458,832	合 計	192,056,458,832

### (3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況

#### ① 予算の執行状況

##### ア 収益的収支

##### ・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
農業集落排水事業収益	527,425,000	358,990,979	68.1
営業収益	72,194,000	41,276,842	57.2
営業外収益	455,230,000	317,714,137	69.8
特別利益	1,000	-	0.0
個別排水処理事業収益	37,309,000	31,614,557	84.7
営業収益	8,359,000	4,184,557	50.1
営業外収益	28,948,000	27,430,000	94.8
特別利益	2,000	-	0.0

##### ・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
農業集落排水事業費用	525,268,000	91,284,191	17.4
営業費用	495,325,000	76,872,409	15.5
営業外費用	29,393,000	14,407,021	49.0
特別損失	50,000	4,761	9.5
予備費	500,000	-	0.0
個別排水処理事業費用	38,410,000	8,807,346	22.9
営業費用	36,700,000	8,013,006	21.8
営業外費用	1,608,000	794,340	49.4
特別損失	2,000	-	0.0
予備費	100,000	-	0.0

イ 資本的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
農業集落排水事業資本的収入	122,535,000	106,619,655	87.0
企 業 債	14,500,000	-	0.0
出 資 金	89,815,000	89,815,000	100.0
負 担 金	16,804,000	16,804,655	100.0
基 金 繰 入 金	1,416,000	-	0.0
個別排水処理事業資本的収入	19,588,000	11,461,000	58.5
企 業 債	6,200,000	-	0.0
出 資 金	11,461,000	11,461,000	100.0
補 助 金	1,442,000	-	0.0
負 担 金	485,000	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
農業集落排水事業資本的支出	298,571,000	150,465,643	50.4
建 設 改 良 費	66,005,000	34,647,401	52.5
企 業 債 償 還 金	232,565,000	115,818,242	49.8
投 資	1,000	-	0.0
個別排水処理事業資本的支出	27,071,000	7,485,012	27.6
建 設 改 良 費	17,919,000	2,921,698	16.3
企 業 債 償 還 金	9,152,000	4,563,314	49.9

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市農業集落排水事業会計試算表（令和5年9月30日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
7,155,932,221	有 形 固 定 資 産	
3,312,000	無 形 固 定 資 産	
6,538,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
645,769,590	現 金 ・ 預 金	
286,648,910	未 収 金	
10,113,598	そ の 他 流 動 資 産	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	1,847,942,210
	引 当 金	33,235,574
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	121,432,790
	未 払 金	15,328,527
	そ の 他 流 動 負 債	13,328,906
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	4,390,561,226
1,451,006,811	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	2,616,918,388
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	199,204,868
	利 益 剰 余 金	27,785,423
	（ 農 業 集 落 排 水 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	37,594,580
	営 業 外 収 益	317,714,137
	（ 農 業 集 落 排 水 事 業 費 用 ）	
70,449,346	営 業 費 用	
14,407,021	営 業 外 費 用	
4,329	特 別 利 益	
	（ 個 別 排 水 処 理 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	3,804,543
	営 業 外 収 益	27,430,000
	（ 個 別 排 水 処 理 事 業 費 用 ）	
7,305,006	営 業 費 用	
794,340	営 業 外 費 用	
9,652,281,172	合 計	9,652,281,172